

指定地域密着型サービス事業所の指定に係る研修受講義務付けについて

R7.4 山口県社会福祉協議会

	区分	対象者	研修				
			認知症介護実践研修（実践者研修）	認知症介護実践研修（実践リーダー研修）	認知症対応型サービス事業開設者研修	認知症対応型サービス事業管理者研修	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
1	認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）	代表者			○		
		管理者	○			○（※）	
		計画作成担当者	○				
		当該事業所が短期利用の指定を受ける場合	○	○（※）			
2	認知症対応型通所介護事業所（認知症対応型デイサービス）	管理者	○			○（※）	
3	小規模多機能型居宅介護事業所	代表者			○		
		管理者	○			○（※）	
		計画作成担当者（介護支援専門員）	○				○（※）
4	看護小規模多機能型居宅介護事業所	代表者（代表者が保健師又は看護師の場合は除く）			○		
		管理者（管理者が保健師又は看護師の場合は除く）	○			○	
		計画作成担当者（介護支援専門員）	○				○（※）

※認知症対応型サービス事業管理者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修及び認知症介護実践研修（実践リーダー研修）を受講するためには、認知症介護実践研修（実践者研修）又は認知症（痴呆）介護実務者研修（基礎課程）を修了していることが必要です。

※令和6年度より認知症介護実践リーダー研修については、施設・事業所等において、サービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士の資格を取得した日から10年以上かつ、1800日以上の実務経験を有する者（令和9年3月31日までの措置予定）も対象になります。